

# 【固定資産税】

## 《償却資産に対する課税》

### ◆償却資産の対象となるもの（例）

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械・器具・備品などをいいます。

- ① 構築物（煙突、鉄塔など）
- ② 機械及び装置（旋盤、ポンプなど）
- ③ 船舶
- ④ 航空機
- ⑤ 車両及び運搬具（貨車、客車、トロッコ、大型特殊自動車など）
- ⑥ 工具、器具、備品（測定工具、切削工具、机、椅子、ロッカーなど）

### ◆償却資産の対象とならないもの（例）

- ① 土地
  - ② 建物
  - ③ 無形減価償却資産
  - ④ 使用可能期間1年未満の資産
  - ⑤ 取得価額が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの（いわゆる少額償却資産）
  - ⑥ 取得価額が20万円未満の資産で法人税法などの規定により3年間で一括して均等償却するもの（いわゆる一括償却資産）
  - ⑦ 自動車税及び軽自動車税の対象となるもの
- ※⑤⑥の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。

### ◆所得税・法人税との違い

固定資産税の対象となる償却資産の範囲や評価方法については、概ね所得税や法人税の取扱いと同様ですが、一部異なる部分があります。

項目	固定資産税の取扱い (償却資産)	国税の取扱い (所得税・法人税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	一般の資産は定率法 (従前どおり)	一般の資産は定率法・定額法の選択 ・平成24(2012)年4月1日以降に取得された資産は「200%定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます(租税特別措置法)
増加償却	認められます	認められます(所得税・法人税法)
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額(1円)
改良費	区分評価(改良費も申告が必要)	原則区分、一部合算可